

日本スポーツ協会公認スポーツドクター岡山県協議会会則

第一章 総 則

第1条 この会は、日本スポーツ協会公認スポーツドクター岡山県協議会（以下「本協議会」という）と称する。

第2条 事務所を公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「県ス協」という）事務局内に置く。

第二章 目的及び事業

第3条 本協議会は「スポーツ立県おかやま」の実現を目的とする。すなわち、競技団体、市町村体育・スポーツ協会、地域との連携によって競技力の向上や県民の健康・体力の増進及びスポーツの振興に寄与すること、並びに公認スポーツドクターの資質の向上を図り、スポーツ医学の研究、教育、普及活動を通し、相互の連携を密にすること。

第4条 本協議会は第3条の目的を遂行するために以下の事業を行う。

1. 県ス協加盟団体が主催する岡山県内で開催される競技大会の会場ドクター派遣
2. 県ス協加盟団体へ会員の診療科及び専門領域等の情報提供
3. 学術研究会の開催
4. スポーツ医学の研究、教育、普及活動
5. アンチ・ドーピングの普及・啓発活動
6. 公認スポーツドクター養成講習会受講者の推薦
7. その他本協議会の目的達成に必要なこと

第三章 会 員

第5条 本協議会会員は日本スポーツ協会公認スポーツドクター有資格者であり、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録システムにおいて原則岡山県登録とし、目的達成に協力するものとする。また、加入は任意とする。

第6条 会員の会費は年額 5,000 円とする。

第7条 本協議会の目的に賛同しこれを援助する団体を賛助会員にすることができる。賛助会員の会費は年額一口（3,000 円）以上とする。

第四章 役 員

第8条 本協議会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事 7名以内
4. 監事 1名

第9条 本協議会の役員は総会において会員の中から選出し、その任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第五章 会 議

第10条 会議は総会、学術研修会および役員会とする。

第11条 総会および学術研修会は年1回開催する。

第12条 役員会は年2回開催する。

第六章 会 計

第13条 本協議会の事業年度は、4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本協議会の経費、会員の会費、賛助会員の会費、各種寄付金補助金等をもって充てる。

第七章 細 則

第15条 本協議会の事業の執行に必要な細則は、別に定める

附則

1 本会則は令和4年3月26日より施行する。